

第3次山形県環境計画【中間見直し版】の策定に当たって



私たちの住む山形県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる川「最上川」に代表され、全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする豊かな緑と清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれています。このような恵み豊かな環境を県民のかけがえのない資産として、後世に引き継いでいくことは、私たちの重要な責務でもあります。

本県では、「持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県の構築」を目指して、平成11年3月に山形県環境基本条例を制定するとともに、同条例に基づく「山形県環境計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する各種施策の展開を図ってまいりました。

「第3次山形県環境計画」は、東日本大震災及び原子力発電所の事故により明らかとなった課題を含め、当面する環境問題に対応すべく、平成25年3月に策定したものです。

これまで、同計画の推進により、省エネルギー行動の普及によるエネルギー消費量の減少、県内における再生可能エネルギー事業の展開や、家庭や事業所、公共施設等における再生可能エネルギー利用の拡大、県民参加の森づくり活動の普及、生活排水処理施設の普及率の向上などで着実な進展が図られてきました。

一方で、地球温暖化による気候変動への影響や、事業系一般廃棄物の増加、クマやイノシシなど鳥獣による被害の拡大など、深刻化している問題に適切に対処していく必要があるほか、山岳や湧水といった山形ならではの宝を最大限に活用して、それを磨き上げ、広く国内外に発信して活力を引き込み、本県の成長に結びつけていくことが重要です。

「第3次山形県環境計画」の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間ですが、こうした計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画全体の見直しを行い、今般、中間見直し版として策定いたしました。

引き続き、本計画に掲げた6つの基本目標の達成に向けまして、県民、民間団体、事業者の皆様には、日常生活や事業活動において自ら率先して環境に配慮した行動を実践いただきますとともに、地域における取組みへの協力、積極的な参加をお願いいたします。

平成29年3月

山形県知事 吉村 美栄子

